

件名	資材価格高騰による建設工事の入札不落等について
受付日	令和5年3月13日
ご意見・ご提案の概要	<p>仕様発注方式では資材価格高騰に対処困難であり、各地の自治体で不調、不落が相次いでいる。</p> <p>資材価格高騰等により仕様発注方式では不調・不落が見込まれる場合には、最初から性能発注方式とすることが望まれる。</p>
県の考え方	<p>岐阜県では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」などに基づき、適正な予定価格の算出に努めています。</p> <p>こうしたなか、ご指摘のとおり、近年は資材価格の高騰が激しく、予定価格では採算が取れないという事情による入札の不調・不落が懸念されています。このため、本県においては、コンクリートなど主要な資材について、地域の実情を反映した適切な市場価格を把握するため、資材等価格調査会社の設定よりも細分化した地区ごとに独自で取引状況を調査して単価設定を行い、毎月改定しています。</p> <p>また、落札後の資材価格の高騰については、契約約款に「賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更」の条項を定めています。実際に、令和4年度は多くの契約でこの条項を適用した変更契約が行われており、県発注の工事では資材価格高騰の受注者負担は少なく、適正に請負代金に反映されていると考えています。</p> <p>そして、これらの取組みもあって、本県では資材価格高騰による不調・不落件数の増加は確認されていません。</p> <p>今後も、公共工事の各種条件や社会情勢の変化に応じ、性能発注方式も含め多様な方式の中から、適切な入札及び契約の方式を選定し運用してまいります。</p>
担当課	県土整備部 技術検査課

